

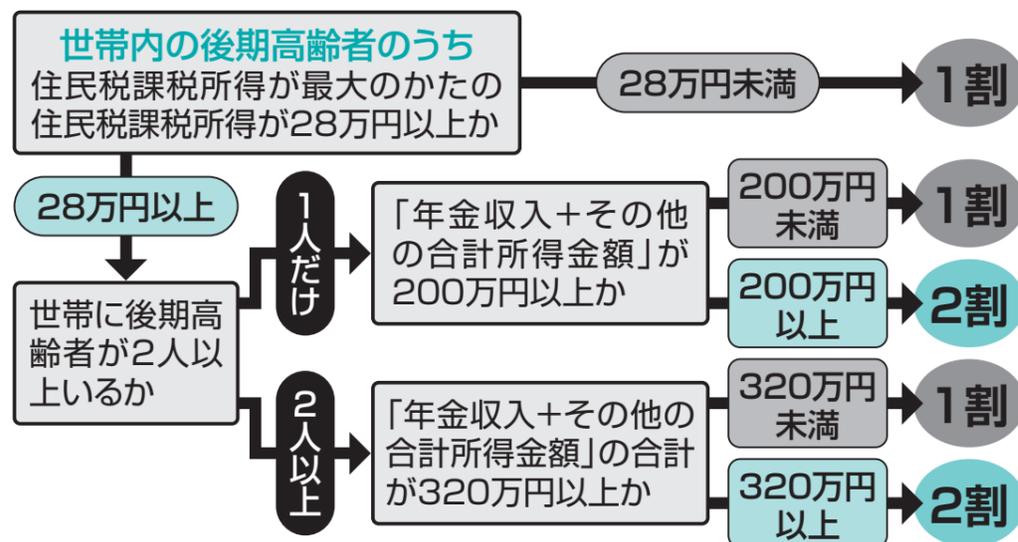
## 後期高齢者医療保険の窓口負担割合が変わります

10月1日(土)から、一定以上の所得のあるかたは、現役並み所得者で窓口負担割合3割のかた（住民税課税所得145万円以上）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。  
変更対象となるかたは、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%のかたです。

区分	負担割合	区分	負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割	一定以上所得のあるかた	2割
		一般所得者など	1割

### 窓口負担割合（2割）の対象は、主に以下の流れで判定します！

後期高齢者\*の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。



\*後期高齢者医療の被保険者となる75歳以上のかた（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けたかたを含む）です。

- 広域連合コールセンター 0120-085-950 (令和4年11月まで設置)
- 厚生労働省コールセンター 0120-002-719

## 後期高齢者医療保険の被保険者証は7月中に送付します

現在、交付している被保険者証の有効期限は、7月31日(日)までとなっています。  
上記の負担割合の変更に伴い、今年度は、被保険者証の更新を2回行います。  
2回とも、加入者一人ひとりに、「簡易書留郵便」で送付します。

- 【1回目】7月中に送付します。保険証は茶色で、有効期限は9月30日(金)までです。
- 【2回目】9月中に送付します。保険証はピンク色で、有効期限は令和5年7月31日(月)までです。

## 国民健康保険の被保険者証は7月中に送付します

現在、交付している被保険者証の有効期限は、7月31日(日)までとなっています。新しい被保険者証（茶色）は、7月中に世帯主あてに加入者全員分をまとめて、「簡易書留郵便」で送付します。  
8月以降、病院や薬局などの医療機関にかかるときは、新しい被保険者証をご使用ください。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

## 令和4年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付します。  
※給付時期や申請方法などの詳細は、後日、広報紙や町ホームページで順次お知らせします。

**給付額** 1世帯あたり10万円 ⚠️ 臨時特別給付金を装った詐欺などにご注意ください。

**令和3年度 住民税非課税世帯等に対する給付金または家計急変世帯給付金の支給を受けた世帯は、対象外です。**

**対象** ※①・②の両方に該当しても、1世帯いずれか1回限りの給付となります。

### 【①住民税非課税世帯】申請は不要

◎令和3年12月10日時点で住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外）  
対象となる世帯には、町から口座情報や受給を確認するための「確認書」を7月上旬頃送付します。変更などがないかご確認いただき返送してください。

### 【②家計急変世帯】申請が必要

◎新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯  
※受付期限は、9月30日(金)までです。

申請・問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

## 見守り高齢者等探索システム

専用の端末機を携帯することで、居場所を知ることができます！

ひとり歩き行動のある見守りが必要な高齢者などに位置情報端末を貸与し、常時身に付けていただくことで、行方不明時にインターネットや電話照会で現在位置を確認できるサービスです。

また、このサービスには、日常生活賠償補償が付帯されています。これにより、サービス利用者が意図せず踏切に進入して鉄道を止めてしまうなど、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償し、ご家族の負担を軽減することができます。



原寸大(縦47.5mm・横38.5mm・厚さ11.85mm)

### 【対象】

- ・ひとり歩き行動のある65歳以上の在宅認知症高齢者のかた（要介護認定がなくても利用可能）
- ・外出した際に、家に帰ることができない知的障害者、知的障害児のかた（手帳がなくても利用可能）

### 【補償内容】

- ・日常生活賠償補償（免責額0円）
- ・保険金額（上限）3億円
- ※保険加入の手続きや追加負担はありません。

### 【負担額】

- 月額550円
- ※生活保護を受給されているかたは無料です。

申込み・問合せ＝地域包括支援センター（保健センター内）☎76-1325  
福祉課 社会福祉係 ☎76-5132